

「金融検査マニュアルの改訂」に対する意見等

〔平成19年1月26日〕
〔社団法人 第二地方銀行協会〕

1. 全般に関する意見等

項番	意見等	理由
1	<p>関係法令・監督指針等との整合性確保</p> <p>金融検査マニュアル改訂案は、平成11年7月の金融検査マニュアル策定以降の変化への対応を目的に、関係法令や監督指針等にもとづき、現行の検査において検証されている内容を検証項目として整理したものであり、金融機関に新たな対応を求めるものではないという理解でよいか。</p>	<p>金融検査マニュアルは、関係法令や監督指針等にもとづき金融機関が適切に対応しているかを検証するものであるため。</p>
2	<p>機械的・画一的な運用の回避等</p> <p>金融検査マニュアル改訂案では、「金融機関の規模や特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある」旨が「留意事項」として明記されているが、ベスト・プラクティス、ミニマム・スタンダードの記述が少なくなり、金融機関側での水準感がつかみ難くなっていることから、機械的・画一的運用の回避、目線の統一を検査官の一人一人に徹底していただきたい。</p>	<p>検査の運用において、依然として機械的・画一的に行なわれているという声もあることから、今まで以上に被検査金融機関の規模・特性等に応じた検査の徹底が必要と考えられるため。</p>

項番	意見等	理由
3	<p>内部統制の実施基準との整合性</p> <p>今回の金融検査マニュアル改訂案で求められる内部管理態勢は、先般、企業会計審議会から公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準（公開草案）」で求められる財務報告に係る内部統制と同一と理解してよいか。</p> <p>また、相違があるとすれば、その点を具体的に示していただきたい。</p>	<p>金融検査マニュアルで求められる内部管理態勢は、財務報告に係る適切性についても網羅されていると思われるため。</p>

2. 各管理態勢共通

項番	項目（該当箇所）	意見等	理由
1	「経営管理態勢」と各管理態勢における「I. 経営陣による態勢の整備・確立状況」の関係	「経営管理態勢」と各管理態勢における「I. 経営陣による態勢の整備・確立状況」の関係を明確にしていきたい。また、「経営管理態勢」に記載されている「内部監査実施要領・計画の整備・周知」、「新規商品等審査に関する取扱い」、「危機管理態勢」、については、他の管理態勢のチェックリストにも記載されているが、その関係を明確にしていきたい。	「経営管理態勢」と各管理態勢における「I. 経営陣による態勢の整備・確立状況」との関係を明確にするため。
2	各管理態勢チェックリストの整合性	各管理態勢のチェックリストの記載の整合性を取っていただきたい。例えば、「顧客保護等管理態勢」には「内部監査実施要領及び内部監査実施計画の策定」の検証項目がなく、また、「法令等遵守態勢」には内部監査実施要領または内部監査実施計画に記載する項目の例示がないなど、各管理態勢のチェックリストの整合性が取れていない部分がある。これらを使い分けているのであれば、その理由を明確にしていきたい。	今回の金融検査マニュアルの改訂案は、基本的には、各管理態勢のチェックリストが共通のフォーマットで整理されているが、一部整合的でない部分があるため。
3	方針、内部規程等	各管理態勢のチェックリストにおいて記載されている方針や内部規程等については、記載すべき事項が盛り込まれ、取締役会による承認を得ているなどの要件を満たしていれば、その形式は、①単独の方針（内部規程）、②複数の方針（内部規程）を総称するもの、③他の方針（内部規程）等と統合しているもの、いずれでもよいという理解でよいか。	方針や内部規程等の形式を明確にするため。

項番	項目（該当箇所）	意見等	理由
4	方針・規程等の周知	各管理態勢のチェックリストにおいて「… 組織内に周知させているか」という表現と「… 組織全体に周知させているか」という表現が使用されているが、「組織内」と「組織全体」で使い分けているのか。	例えば、「経営管理態勢」のチェックリストでは、経営計画は「組織全体に周知させているか」とされている一方、戦略目標は「組織内に周知させているか」とされており、対応が異なるのかを確認するため。
5	営業推進部門等における態勢の整備	「取締役会等は… <u>効果的な研修を定期的に行わせる等</u> の具体的な施策を行うよう指示しているか」という記載があるが、下線部分を「 <u>必要に応じて研修を行わせる等</u> 」に変更していただきたい。	例えば、流動性リスクなど、営業推進担当者がリスク管理に深く関与することが考えにくく、また研修を頻繁に行う必要がないと思われるものもあり、必要に応じて研修等を行うことで、充分ではないかと考えられるため。また、各金融機関が意図的に効果の薄い研修を行うことは考えにくく、「効果的な」は削除してもよいと考えられるため。
6	プロセスの見直し	各管理態勢における【… プロセスの見直し】では、「定期的又は必要に応じて随時」と記載されており、「定期的」とは各事案に応じて検討されるものと考えるが、事案によっては2～3年のスパンで見直しを行うことも認められるという理解でよいか。	例えば、経営方針等は、中・長期経営計画に合わせて2～3年のスパンで見直すことも考えられるため。

3. 経営管理（ガバナンス）態勢

項番	項目（該当箇所）	意見等	理由
1	I. 3. ② 【情報開示】（3頁）	「取締役会は、… 情報を適正かつ適時に開示するための態勢を整備しているか」とあるが、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針のⅡ－1－2(1)③「代表取締役は、… 情報を適正かつ適時に開示するための内部管理態勢を構築しているか」との関係をどのように考えているのか。	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針のⅡ－1－2(1)では、当該態勢整備が代表取締役の役割として記載されているため。
2	Ⅱ. 1. (1)② 【内部監査方針の整備・周知】（6頁）	「… 組織全体に周知しているか」という記載は、「… 組織全体に周知させているか」に変更すべきではないか。	経営計画や戦略目標は、「… 周知させているか」とされており、当該部分の記載と平仄を合わせるため。
3	Ⅱ. 1. (2)① 【内部監査規程の整備・周知】（6頁）	当該項目は、「内部監査規定の整備・周知」となっており、内部監査規程の策定や承認に関する記載はあるが、周知に関する記載がないのではないかと。（Ⅱ. 1. (2)②および③も同様）	表題と記載内容が一致していないため。

4. 法令等遵守態勢

項番	項目（該当箇所）	意見等	理由
1	全体	法令等遵守方針、法令等遵守規程およびコンプライアンス・マニュアルの違いを明確にしていきたい。	方針、内部規程、マニュアルの位置付けを明確にするため。
2	I. 1. ③ 【方針策定プロセスの見直し】	「… 方針策定のプロセス有効性を検証し、適時に見直しているか」とあるが、「方針」とは単年度の方針を想定しているのか、その場合、方針をコンプライアンス・プログラムの中にも含めていても問題ないという理解でよいか。	方針の位置付けを明確にするため。
3	I. 2. ④ 【コンプライアンス・マニュアルの整備・周知】 (3頁)	コンプライアンス・マニュアルの整備・周知については、「取締役会等」の役割としていただきたい。	コンプライアンス・マニュアルは法令等遵守規程等に沿って策定することとされており、法令等遵守規程の整備・周知は「取締役会等」の役割とされているため。
4	I. 2. ⑤ 【コンプライアンス・プログラムの整備・周知】 (3頁)	コンプライアンス・プログラムの整備・周知については、「取締役会等」の役割としていただきたい。	コンプライアンス・プログラムは法令等遵守規程等に沿って策定することとされており、法令等遵守規程の整備・周知は「取締役会等」の役割とされているため。
5	III. 1. ② 【本人確認に関する態勢の整備】(i) (11頁)	本人確認に関する責任者又は担当部署は、それぞれ「兼任」、「兼任」も認められるという理解でよいか。(III. 2. ②(i)および3. ②(i)も同様)	責任者又は担当部署の位置付けを明確にするため。
6	III. 3. ② 【反社会的勢力に対応する態勢の整備】(ii) (13頁)	「反社会的勢力との取引を防止するための事前審査を行う態勢の整備」とされているが、「事前審査を行う態勢」とはどのようなことを想定しているのか。	「事前審査を行う態勢」の具体的な内容を明確にするため。

5. 顧客保護等管理態勢

項番	項目（該当箇所）	意見等	理由
1	全体	顧客の立場からみてどのような金融機関でありたいかは各金融機関の経営判断であることから、「顧客保護等管理態勢」の検証に当たっては、当該金融機関の方針に応じた態勢が整備されているかという観点から検証するという理解でよいか。その場合、実際の検査に当たっても、そのような考え方を踏まえた運用が行われるよう徹底していただきたい。	顧客保護等管理態勢における検査の着眼点を明確にするため。
2	全体	顧客情報管理態勢では、「個人情報の保護に関する法律」および関連ガイドライン等を踏まえ、金融機関に新たな対応を求めるものではないという理解でよいか。	金融検査マニュアルで求められる態勢と「個人情報の保護に関する法律」等で求められている態勢の関係を明確にするため。
3	I. 2. ② 【各管理責任者の設置及び権限の付与】 (3頁)	「顧客説明管理責任者」、「顧客サポート等管理責任者」、「顧客情報統括管理責任者」、「外部委託管理責任者」を設置することとされているが、それら責任者の統括責任者を設置する必要はないという理解でよいか。 その場合、Ⅲ. 1. ①【新規商品等に関する取扱い】に記載されている「顧客保護等管理責任者」とは、上記責任者のうちのいずれかの責任者あるいは各責任者という理解でよいか。	各管理責任者の位置付けを明確にするため。
4	I. 2. ② 【各管理責任者の設置及び権限の付与】 (3頁)	「顧客情報統括管理責任者」とは、「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」の2-1①で求められている「個人データの安全管理に係る業務遂行の総責任者である個人データ管理責任者」に該当するという理解でよいか。	金融検査マニュアルで求められる態勢と「個人情報の保護に関する法律」等で求められている態勢の関係を明確にするため。

項番	項目（該当箇所）	意見等	理由
5	I. 2. ④ 【営業推進部門等における顧客情報等管理態勢の整備】(iii)（4頁）	「顧客情報管理者」とは、「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」の2-1②で求められている「個人データを取り扱う各部署における個人データ管理者」に該当するという理解でよいか。	金融検査マニュアルで求められる態勢と「個人情報の保護に関する法律」等で求められている態勢の関係を明確にするため。
6	I. 2. ⑤ 【外部委託先に対する顧客情報保護の徹底】(ii)（4頁）	「顧客情報管理者」は「外部委託管理責任者」が兼務することも認められるという理解でよいか。	「顧客情報管理者」と「外部委託管理責任者」の関係を明確にするため。
7	I. 2. ⑦ 【監査役への報告態勢の整備】（4頁）	「… <u>顧客保護等管理部門</u> からの直接の報告を行わせる態勢を整備しているか」という記載は「… <u>各管理責任者</u> からの直接の報告を行わせる態勢を整備しているか」と変更すべきではないか。	「顧客保護等管理態勢」のチェックリストでは、「各顧客保護等の態勢の整備及びその実効的機能の確保の役割・責任は、それぞれ各顧客保護等の管理責任者にあることを前提として記述する」とされているため。

6. 信用リスク管理態勢

項番	項目（該当箇所）	意見等	理由
1	Ⅲ.⑦ 【信用リスクの計測手法を用いている場合の検証項目】(vi).ハ.a (14頁)	「定期的に、開発業者の評価を行っているか」とあるが、「 <u>必要に応じて</u> 、開発業者の評価を行っているか」と修正していただきたい。また、評価とはどのような内容を想定しているのか。	システム更改やソフト更新、あるいは信用リスク計測手法の変更時等に、開発業者を比較検討することが考えられるが、それ以外の時点で、どのような評価が必要となるのかを明確にするため。

7. 資産査定管理態勢

項番	項目（該当箇所）	意見等	理由
1	I.1.② 【資産査定管理態勢の整備】 (ii).イ （2頁）	現行マニュアルにおける「①自己査定の実施部門において個別貸倒引当金の算定を行い、監査部門で監査を行うとともに、監査部門が一般貸倒引当金の算定を行う方法」という記載が今回の改訂案では削除されているが、当該内容は「等」に含まれるという理解でよいか。	現行マニュアルから変更がないことを確認するため。
2	自己査定（別表1） 1. (3)債務者区分 （3頁）	「なお、プロジェクト・ファイナンスの債権については、…、見做し債務者区分を付して分類を行うことに留意する」とあるが、新たに「見做し債務者区分を付して分類を行う」とした理由を教えてください。また、見做し債務者区分とは通常の債務者区分に準じるものという理解でよいか。	求められている具体的な内容を明確にするため。
3	自己査定（別表1） 1. (4)②一般担保 （11頁）	「動産を担保とする場合は、…客観性・透明性のある評価方法による評価が可能であり実際にもかかる評価を取得していること、当該動産につき適切な換価手段が確保されていること、…」とされているが、「適切な換価手段が確保されている」とはどのようなことを想定しているのか。例えば、「牛」を担保とした場合、売買市場は整備されているが、そのことをもって「適切な換価手段が確保されている」という理解でよいか。また、「客観性・透明性のある評価方法」とは、外部専門機関による評価を必要とするのか。	動産担保の具体的な要件を明確化するため。

項番	項目（該当箇所）	意見等	理由
4	自己査定（別表1） 1. (4)③担保評価額 イ （13頁）	<p>現行金融検査マニュアルでは、「売買事例による評価、公示地価等による評価に加え、収益還元法による評価を行うことが望ましい」とされていたが、今回の改訂案では「賃貸ビル等の収益用不動産の担保評価に当たっては、原則、収益還元法による評価とし、必要に応じて、原価法による評価、取引事例による評価を加えているかを検証する」とされている。今回、原則、収益還元法とした理由を教えてください。また、「必要に応じて」とはどのような場合を想定しているのか。</p> <p>例えば、中古物件のアパートローンについて、1億円未満、融資期間が10年程度であれば収益性（利回り）・立地条件と物件時価によって判断することも問題ないと考えますが、収益還元法による評価が絶対条件となるのか。</p>	担保評価方法を明確にするため。
5	自己査定（別表1） (4)④処分可能見込額 ロ （13頁）	<p>「鑑定評価については、依頼方法、依頼先との関係についても留意する」との文言が追加されたが、「依頼方法」「依頼先との関係に留意」の具体的な解釈について明確にしていきたい。</p>	求められている具体的な内容を明確にするため。

8. 市場リスク管理態勢

項番	項目（該当箇所）	意見等	理由
1	II. 1. ③ 【管理者による組織体制の整備】 （v） （8頁）	「市場リスク管理部門が各拠点のミドル・オフィス等に対し直接、指揮・監督を行うことができる態勢を整備しているか」とあるが、地域金融機関においては、「市場リスク管理部門」と「各拠点のミドル・オフィス」は同じという理解でよいか。また、「直接、指揮・監督を行う」とはどのようなことを想定しているのか。	市場リスク管理部門において、銀行全体の市場リスクに関連するデータを集約し、行内規定に基づき、必要に応じて銀行内の各拠点と連携を取ってリスク管理を行うのは当然であるが、各拠点の指揮・監督は、各拠点を統括する部門によって行われていると考えられ、市場リスク管理部門が「直接、指揮・監督」を行うことには違和感があるため。
2	III. 1. ⑥ 【相互牽制態勢の整備】 (iii) （15頁）	「期中損益（評価損益を含む。）の出方に異常がないかどうか」とあるが、この場合の「異常」な出方とは、どのような内容を指すのか。	「異常」という表現が抽象的で不明確であるため。
3	III. 4. (7)② 【市場リスク計測結果の分析・活用】 （v） （21頁）	「市場リスク計測手法の算出結果を業績評価のために活用しているか」とあるが、当該項目を削除していただきたい。	各部門において自部門に関する算出結果を認識している必要はあるかもしれないが、業績評価に用いるかどうかは、各金融機関の判断によるべきと考えられるため。

項番	項目（該当箇所）	意見等	理由
4	Ⅲ. 5. ③ 【市場リスク計測モデルの開発業者の管理】 (i) (29 頁)	<p>「定期的に、開発業者の評価を行っているか」とあるが、「必要に応じて、開発業者の評価を行っているか」と修正していただきたい。また、評価とはどのような内容を想定しているのか。</p>	<p>システム更改やソフトの変更、あるいは信用リスク計測手法の変更時等に、開発業者を比較検討することが考えられるが、それ以外の時点で、どのような評価が必要となるのかを明確にするため。</p>

9. 流動性リスク管理態勢

項番	項目（該当箇所）	意見等	理由
1	I.② 【流動性戦略の整備・周知】（2頁）	「流動性戦略」と「流動性リスク管理方針」の違いを明確にしていたきたい。	求められている具体的な内容を明確にするため。
2	I. 2. ⑥ 【監査役への報告態勢の整備】（4頁）	「… 流動性リスク管理部門の管理者及び資金繰り管理部門から直接報告を行わせる態勢を整備しているか」とされているが、「…流動性リスク管理部門の管理者から直接報告を行わせる態勢を整備しているか」にすべきではないか。	流動性リスク管理部門は、資金繰り管理部門も含めた流動性リスクの管理を行っているため。

10. オペレーショナル・リスク管理態勢

項番	項目（該当箇所）	意見等	理由
1	（別紙1） II. 1. ③ 【管理者による組織体制の整備】 （v） （8頁）	「管理者は、事故防止の観点から、人事担当者等と連携し、特定の職員を長期間にわたり同一部署の同一業務に従事させないよ うに … 」とあるが、「長期間」とは具体的にどの程度の期間を 想定しているのか。	金融機関により、認識が相違すると 考えられるため。

以 上